

## 随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	令和元年度 徳須恵川、巖木川空中写真撮影
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 藤本 幸司 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約年月日	令和 元年 8月29日
契約業者名	国際航業(株)
契約業者の住所	佐賀県佐賀市神野東2-1-3
契約金額	4,017,200円(税込み)
予定価格	4,048,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業務場所	佐賀県唐津市外
業種区分	測量
履行期間(自)	令和 元年 8月29日
履行期間(至)	令和 元年11月29日
備考	入札情報サービス(PPI) ( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> ) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

## 随意契約理由書

1. 件名：令和元年度 徳須恵川、巖木川空中写真撮影
2. 履行場所：佐賀県唐津市外
3. 随意契約の相手方：名称 国際航業(株) 佐賀営業所  
住所 佐賀市神野東二丁目1番3号サンシティビル2F  
電話 0952-33-0249
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 当該業務の目的  
本件は、令和元年8月27日発生洪水の巖木川及び徳須恵川の被害状況を空中写真で撮影を行うものである
  - 2) 当該業務の内容  
本件は巖木川及び徳須恵川の被害状況を早急に把握し今後の河川整備計画・河川管理等の基礎資料とするものである。
  - 3) 随意契約に付する理由  
本件は巖木川及び徳須恵川の被害状況を早急に把握し今後の河川整備計画・河川管理等の基礎資料とするため緊急に実施することが不可欠である。  
国際航業(株) 佐賀営業所は当該箇所の異常事態に緊急に対応をおこなう目的で緊急対応に必要な組織及び撮影資材、労力の確保及び動員に関する「災害等応急対策業務「航空写真撮影」に関する基本協定」を締結しており、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断できる。  
以上のことから本件を円滑に遂行するためには国際航業(株) 佐賀営業所が唯一の契約相手と判断するものである。  
このため本件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、国際航業(株) 佐賀営業所と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
武雄河川事務所 調査課長